3　退職所得申告書を受理した法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等の支払者は、当該申告書に、当該退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第三条の二第二項第一号及び第二号中「及び事務所」を「、事務所」に、「並びに代表者の氏名」を「及び法人番号並びに代表者の氏名」に改め、同条第三項第一号中「及び事務所」を「、事務所」に、「並びに代表者の氏名」を「及び法人番号並びに代表者の氏名」に改め、同項第二号中「及び事務所又は事業所所在地」を「、事務所又は事業所所在地及び法人番号」に改める。

第三条の二の二第二項第一号、第三条の四の二第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第三条の四の四第一項第一号及び第二号、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号中「及び主たる事務所又は事業所の所在地」を「、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号」に改める。

第四条の三の二第二項第一号中「及び主たる事務所又は事業所の所在地」を「、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下事業税について同じ。）」に改める。

第五条の三第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第五条の五第一項第一号及び第二号、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号中「及び主たる事務所又は事業所の所在地」を「、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号」に改める。

第六条の四第二項第一号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号」に改める。

第七条の二第二号中「氏名」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）」を加える。

第七条の二の四第一項第一号中「含む。」の下に「以下この号及び」を加え、「及び法第七十二条の七十八第二項各号」を「、法第七十二条の七十八第二項各号」に、「本号」を「この号」に、「住所等」を「住所等。以下この号において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下地方消費税について同じ。）（個人番号又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下地方消費税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所）に改める。

第七条の二の五第一項第一号及び第二項第一号中「及び法第七十二条の七十八第二項各号」を「、法第七十二条の七十八第二項各号」に、「住所等」を「住所等。以下この号において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所）に改める。

第七条の二の六第一項中「本条」を「この条」に改め、同項第二号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所、個人番号」に、「並びに」を「及び」に改め、「価額」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額）」を加え、同項第四号中「あん分」を「按分」に改め、同条第二項中「妨げない。」の下に「この場合において、当該申告書には、前項第二号に掲げる事項のうち氏名を付記する他の承継相続人の個人番号は、記載することを要しない。」を加える。

第八条の十八第一号中「及び住所」を「、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下自動車取得税について同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下自動車取得税について同じ。）を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」に改める。

第八条の三十八第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けようとするそれぞれの者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改め、同項第四号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第八条の三十九第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第八条の四十一第一号イ中「及び住所又は所在地（」を「、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）（」に、「者及び」を「者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）並びに」に改め、同条第二号イ及び第三号イ中「及び住所又は所在地」を「、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）」に改める。

第八条の四十八第一号中「及び住所又は所在地」を「、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）」に改める。

第九条の六第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、「名称」の下に「及び法人番号」を加える。

第九条の八に次の一項を加える。

4　法第三百二十一条の七の三に規定する総務省令で定める事項は、老齢等年金給付の支払を受けている者の個人番号とする。

第十条第六項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第十条の二の二中「本条」を「この条」に改め、同条第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第十条の二の三中「本条」を「この条」に改め、同条第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第十条の二の四第二項第一号及び第二号中「及び事務所」を「、事務所」に、「並びに代表者の氏名」を「及び法人番号並びに代表者の氏名」に改め、同条第三項第一号中「及び事務所」を「、事務所」に、「並びに代表者の氏名」を「及び法人番号並びに代表者の氏名」に改め、同項第二号中「及び事務所又は事業所所在地」を「、事務所又は事業所所在地及び法人番号」に改める。